

受付期間

令和4年3月1日  
～令和4年9月30日

# 矢掛町観光まちづくり推進支援事業 補助金の受付を開始します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光団体（事業者・個人含む）の、町内への誘客等を目的とした取組に対する補助です。

## 対象者

矢掛町内に活動拠点を有する観光まちづくりを推進する団体・事業者・個人

## 対象事業

矢掛町内への誘客促進を目的とした取組

（例）イベント運営・ガイドマップ作成・パンフレット等の多言語化

※令和4年12月31日までに実施する事業

※すでに国や県などの自治体や、他団体から補助を受けている事業や  
交付決定前に終了している事業は除く

## 補助金額

補助対象事業にかかった経費に対して補助します。

補助率 **3分の2（最高100万円）**

※飲食代や建造物の改修、申請事業の目的以外に転用可能と判断される備品等については対象外

## 申請書類

次の①～④の書類を、矢掛町産業観光課まで、持参または郵送してください。

- ①申請書（様式第1号）                      ②事業企画書（様式第2号）  
③収支予算書（様式第3号）                ④誓約書（様式第4号）

矢掛町ホームページもご確認ください。  
申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。  
なお、役場産業観光課窓口でも配布しています。

町HPはこちら



【お問合せ】 矢掛町 産業観光課 電話：0866-82-1016